

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（212）」
2. 日時：平成29年7月14日 10時00分～12時30分
3. 場所：原子力規制庁 18階耐震会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、忠内管理官補佐、宮本管理官補佐、大塚安全審査官、
田尻安全審査官、津金安全審査官、村上安全審査官、穂藤保安規定係長、
土野技術参与

（火災対策室）

三浦室長、坂中室長補佐

（技術基盤グループ システム安全部門）

加藤技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室副室長代理 他10名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 副長

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 担当

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保修部 機械保修課担当

電源開発株式会社：設備技術室 施設・火災防護タスク 担当

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「8条 火災による損傷の防止」について、本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
 - ケーブル処理室の跨ぎケーブルの対応において、「非安全系」と区分されているケーブルの詳細を整理して提示すること。
 - 異区分の跨ぎケーブル対応のうち跨ぎ解消方法について、現場の難燃ケーブルとケーブル処理室の非難燃ケーブルとの対応の違いを整理して提示すること。特に8条（火災により損傷防止）対応及び12条（安全施設）対応におけるケーブル取替の考え方を説明した上で、その対応方法等を整理して提示すること。
 - 非難燃ケーブル取替及び跨ぎケーブル取替について、それぞれの取替に係る課題を整理して提示すること。
 - 火災発生防止等の考え方に係る先行BWRプラントとの主な相違点について、東海第二の特徴を整理して提示すること。
 - 火災区画・区域設定の考え方について、例示されている建屋平面図における

火災区域及び区画を分かり易く明示し、提示すること。

- 原子炉格納容器内の火災防護において、油内包設備である原子炉再循環ポンプ電動機の漏えい拡大防止として設置する堰の成立性について整理し提示すること。特に当該設備は、縦型ポンプであり下部にポンプ本体が設置されている等、堰の範囲の考え方を示すこと。
- 核計装ケーブルの延焼防止対策において、ペDESTAL内のケーブルの処理方法を整理して提示すること。特にケーブルの露出箇所が長いことへの対応として、電線管に収納出来ない理由等整理して提示すること。
- 原子炉格納容器内の消火活動が、定められたフローに従って適切に実施出来るよう事業者が行う訓練及び教育等を整理し提示すること。
- 原子炉格納容器内の火災防護において、火災発生後、原子炉格納容器内に進入する際の判断として確認するプラントパラメーターを整理し提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 火災による損傷防止(非難燃ケーブルの対応：コメント回答)
- ・ 東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表(火災による損傷の防止について)
- ・ 東海第二発電所 内部火災について
- ・ 東海第二発電所 設計基準対象施設について